

# 国民年金の改正点

## ▶ 被保険者の適用範囲の拡大

### □ 被用者年金制度の加入者・配偶者も強制適用

強制加入被保険者の範囲が、厚生年金保険など被用者年金制度の加入者およびその配偶者であって20歳以上60歳未満の人にも拡大され、次の3種類となります。

1. 20歳以上60歳未満の自営業者等（第1号被保険者）
2. 厚生年金保険の被保険者および共済組合の組合員（第2号被保険者）
3. 厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人（第3号被保険者）

国民年金においては、20歳以上60歳未満の日本国内に住所のある人はすべて被保険者となることが原則ですが、従来は厚生年金保険など被用者年金制度の被保険者およびその配偶者などについては強制適用の範囲から除外されていました。また、国民年金では任意加入制度をもうけて、被用者年金制度の被保険者の配偶者などについては任意加入することができることになっていました。

今回の改正では、国民年金の適用の範囲を拡大し、厚生年金保険（船員保険を含む）など被用者年金制度の加入者、およびその配偶者であって20歳以上60歳未満の人も被保険者とすることになっています。したがって、厚生年金保険の被保険者や共済組合の組合員はそれぞれの被用者年金制度とともに国民年金にも加入することになり、同時に二つの年金制度に加入することになります。

また、その配偶者もすべて国民年金に加入することになります。

#### ■ 被保険者は3種類に

この結果、被保険者は次の3種類となります。

1. 日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人（第1号被保険者）  
ただし、(1)学生（17頁参照）、(2)被用者年金制度の老齢（退職）年金受給権者は適用除外とされます。
2. 厚生年金保険の被保険者および共済組合の組合員（第2号被保険者）
3. 厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者であって20歳以上60歳未満の人（第3号被保険者）

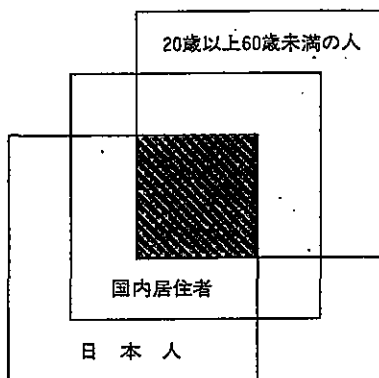
ここで被扶養配偶者というのは、政令で健康保険や共済組合の被扶養者である配偶者に相当する人が定められています。

また、従来強制適用の範囲から除外されていた、(1)国会議員・地方議会議員およびその配偶者、(2)被用者年金制度の障害年金受給権者およびその配偶者、(3)被用者年金制度の遺族年金受給権者も、厚生年金保険の被保険者や共済組合の組合員（第2号被保険者となる）でないかぎり強制加入の第1号被保険者となります。

被用者年金制度の老齢（退職）年金受給権者は今回の改正でも適用除外となりますが（17頁参照）これら以外の老齢（退職）年金の受給資格満了者は、強制加入の第1号被保険者となります。なお、厚生年金保険など被用者年金制度の加入者の配偶者であっても、被扶養配偶者でない場合、たとえば配偶者自身が自営業を営んでいて相当の収入がある場合などは、第1号被保険者となります。

国民年金の被保険者を、その態様ごとにこのように3種類に分類するのは、あとに見るように、国民年金の保険料の負担の方法（保険料および拠出金——35頁参照）、独自の給付の対象になるかどうか（自営業者被保険者への独自給付——32頁参照）などで違いが出てくるからです。

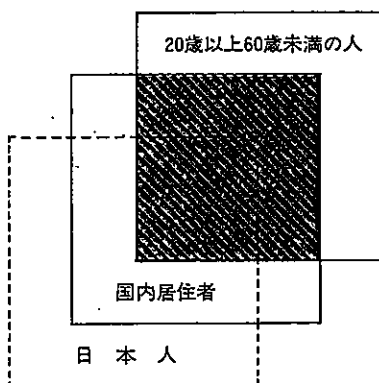
〔昭和56年12月以前〕



〔被用者年金の被保険者、その配偶者など広範な適用除外〕

- 左記斜線の範囲の人のうち適用除外となる人
  - ①被用者年金の被保険者
  - ②上記被保険者の配偶者
  - ③国会議員・地方議会議員
  - ④被用者年金制度の老齢(退職)・障害年金の受給権者およびその配偶者
  - ⑤被用者年金制度の遺族年金受給権者等
  - ⑥学生
- 適用除外となる人のうち、任意加入できる人  
上記①以外の人

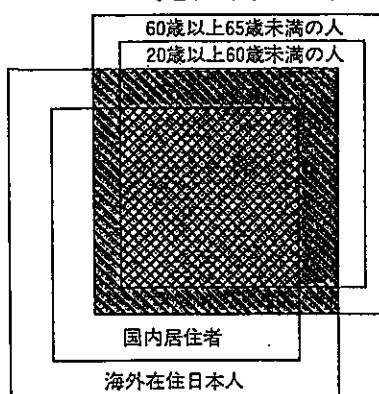
〔昭和57年1月～昭和61年3月〕



〔在日外国人にも適用を拡大〕

- 左記斜線の範囲の人のうち適用除外となる人
  - ①被用者年金の被保険者
  - ②上記被保険者の配偶者
  - ③国会議員・地方議会議員
  - ④被用者年金制度の老齢(退職)・障害年金の受給権者およびその配偶者
  - ⑤被用者年金制度の遺族年金受給権者等
  - ⑥学生
- 適用除外となる人のうち、任意加入できる人  
上記①以外の人

〔昭和61年4月～〕



〔厚生年金保険の被保険者および共済組合の組合員、その配偶者にも適用を拡大——60歳～65歳、在外邦人に任意加入認める〕

- 国内に居住する20歳以上60歳未満の人のうち適用除外となる人
  - ①学生
  - ②被用者年金制度の老齢（退職）年金受給権者
- 任意加入できる人
  - ア. 上記①、②に該当する人（60歳以上65歳未満の人を含む）
  - イ. 国内に居住する60歳以上65歳未満の人
  - ウ. 海外に在住する20歳以上65歳未満の日本人
 （任意加入しなかった期間も（昭和36年4月1日以降の20歳から60歳未満）の期間に限る）老齢基礎年金の資格期間に算入する。

## ②適用除外

今回の改正では、①でみたように、国民年金の適用が拡大され、新たに強制加入の被保険者になる人が種々いますが、次のような人は、従前と同様に、適用除外とされます。

1. 日本国内に住所がない人
2. 学生
3. 被用者年金制度の老齢（退職）年金受給権者

上記のような人は、従前と同様に適用除外となります。また、自営業者等で20歳未満または60歳以上の人も、従前と同様に強制適用の対象にはなりません。

なお、上記2の学生は、政令により、学校教育法などによって定められた次の(1)から(6)までの教育施設に在学する生徒または学生とされています。

- (1) 高等学校（盲学校、聾学校または養護学校の高等部を含み、定時制・通信制の課程を除く）
- (2) 大学、短期大学または大学院（夜間・通信教育の学部・学科を除く）
- (3) 高等専門学校
- (4) (1)から(3)までの教育施設に相当する国立の学校で厚生大臣の指定するもの
- (5) 専修学校（夜間の学科などを除く）
- (6) 理容師養成所、保健婦養成所、歯科衛生士養成所など国民年金法施行規則第1条の2に定められた各種学校などの教育施設（夜間の学科を除く。）

## ③任意加入被保険者

今回の改正でも「適用除外」とされている人の中で、希望すれば国民年金の加入が認められる人がいます。いわゆる任意加入の被保険者です。

なお、従来の制度のもとで「任意加入」が認められていたサラリーマンの奥さんは改正後は強制加入になります。(①参照)

### ■60歳以上65歳未満の人も任意加入できる

今回の改正では、自営業者等で60歳以上の人については適用除外とされていますが、65歳に達するまでの間は任意加入が認められることになっています。

これにより、60歳になって資格期間（25年）を満たしていない人で、あとわずかの加入期間があれば資格期間を満たすことになるような人については、老齢基礎年金の受給に結びつくことになります。また、20歳から60歳までの間に保険料未納期間がある人は、老齢基礎年金が減額されることとなりますが、このような人も、任意加入をして満額の老齢基礎年金に近づけることができます。

## ■在外邦人にも任意加入を認める

また、従来の制度では、日本国内に住所がなければ、たとえ日本人であっても適用除外とされていましたが、今回の改正では、日本国民であれば、たとえ外国に在住していても20歳以上65歳未満の人は任意加入することができるようになります。

## ■学生も任意加入できる

従来の制度では、学生は適用除外とされており、20歳以上の学生については希望すれば任意加入が認められていました。改正後もこの扱いは同様です。

## ■第1号被保険者として任意加入

この結果、

- (1) 日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人であって学生または被用者年金制度の老齢(退職)年金受給権者
- (2) 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人(このうち厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員本人は第2号被保険者として強制加入です。)
- (3) 日本国内に住所のない20歳以上65歳未満の日本国民は、第1号被保険者として国民年金に任意加入することができることになりました。

## ■ 任意加入しなかった期間はカラ期間に

任意加入できる学生、被用者年金制度の老齢(退職)年金受給権者または在外邦人が、任意加入しなかった期間(昭和36年4月1日以降の20歳から60歳未満の期間に限る。)は、資格期間に算入されるようになります(給付額の計算の基礎とはなりません=カラ期間)。なお、過去の在外期間についても同様にカラ期間として扱われますので、今後の国民年金加入期間があればその加入した期間分だけは年金給付に結びつくことになります。また、在日外国人のうち一定の範囲の人(永住許可を得ている人などが該当します。)の昭和57年1月1日(外国人への国民年金の適用拡大の施行日)前の期間も、カラ期間として扱われます。

## ▶基礎年金を支給する制度に発展

1. 国民年金は、自営業者等だけでなく厚生年金保険など被用者年金制度の加入者およびその配偶者にも共通する基礎年金を支給する制度になります。
2. 基礎年金は次の3種類で、複数の基礎年金の受給権のある人に対しては、その人の選択する一つの基礎年金が支給されます。
  - (1) 老齢基礎年金
  - (2) 障害基礎年金
  - (3) 遺族基礎年金

国民年金の給付は従前のしくみを基本的にうけつぐことになっていますが、今回の改正では、自営業者等だけでなく厚生年金保険など被用者年金制度の加入者およびその配偶者にも共通する給付として基礎年金を支給することになっています。

基礎年金は、(1)老齢基礎年金、(2)障害基礎年金、(3)遺族基礎年金の3種類とされています。なお複数の基礎年金の受給権のある人に対しては、その人の選択する一つの基礎年金が支給されることとなります。

### ■昭和36年4月1日以降の公的年金加入期間が対象

この基礎年金は新しい制度として発足したわけですが、そのうち、老齢基礎年金の給付額の算定期間については、国民年金が発足した昭和36年4月1日以後の公的年金各制度への加入期間（国民年金への任意加入期間を含む）にもとづくことになっています。

これは、昭和36年4月1日に国民年金が発足して国民皆年金体制が整ったため、その時点からは国民だれもがなんらかの公的年金に加入することが基本となっていますので、共通の基礎年金を支給するという制度の趣旨からも、給付額の算定についてはその日以後の加入期間にもとづくのが妥当であるという考え方によっているからです。

逆に、昭和36年4月前の厚生年金保険等の加入期間にもとづく部分については、老齢基礎年金としてではなく、厚生年金保険等が独自の財源負担で給付する部分として支給されることとなります。

### ■物価スライドの改善

年金額の自動物価スライド制は、昭和48年の改正により導入されたもので、消費者物価指数が年度平均で5%をこえて変動した場合に、翌年度の11月（国民年金は1月）からその変動率に応じて年金額（加給年金額や加算額を除く基本部分）を改定するというものです。

改正後は、まず、法文上は附則事項となっていた物価スライド制を本則事項とし、スライド制の基礎を確固としたものにしていきます。また、物価指数を〈年度平均〉から〈年平均〉に改め、年金額改定の実施時期を、基礎年金、厚生年金保険ともに翌年の4月に繰り上げることとしています。

さらに、従来は基本部分についてのみスライドを適用していましたが、新たに加給年金額および加算額にも適用することとしています。

## ■老齢基礎年金

1. 老齢基礎年金は、施行日（昭和61年4月1日）において60歳未満の人に適用されます。
2. 老齢基礎年金は、65歳から月額50,000円（昭和61年度価格では51,900円）が支給されます。ただし、保険料納付の不足期間がある場合には減額されます。
3. 25年の資格期間が必要です。

### ■老齢基礎年金は施行日に60歳未満の人から

改正法の施行期日は、昭和61年4月1日となっており、老齢基礎年金については同日において60歳未満の人（大正15年4月2日以後に生まれた人）を対象としています。60歳以上の人（大正15年4月1日以前に生まれた人）については、この対象から除くこととして整理されています。これらの人については、基本的には従前の制度がひき続き適用されることになります。

したがって、繰上げ受給でない65歳からの老齢基礎年金を受給する人が初めて出るのは、昭和66年4月となります。また、施行日において60歳以上の人の老齢年金については従前の制度が適用になりますので、経過的老齢年金（5年年金、10年年金、老齢福祉年金など）は、基本的には従前どおりの扱いということになります。

なお、大正15年4月2日以後に生まれた人であっても、昭和61年3月31日までに被用者年金制度の老齢（退職）年金の受給権がある人は、引き続き改正前の年金が支給され、老齢基礎年金は適用されません。ただし、同日までに共済組合が支給する退職年金・減額退職年金の受給権がある人でも、昭和61年4月2日以後に生まれた人には、老齢基礎年金が適用されることになっています。

### ■資格期間25年で65歳から支給

老齢基礎年金は、65歳に達したときに支給されますが、65歳に達した日の属する月前の次の期間を合算して25年に満たないときは支給されないことになっています。

- (1) 保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間または共済組合の組合員期間のうち昭和36年4月1日から施行日の前日までの期間を含む）
- (2) 保険料免除期間
- (3) 合算対象期間（いわゆるカラ期間・21頁参照）

#### ●56歳以上の人の特例

施行日において56歳以上の人（昭和5年4月1日以前に生まれた人）は、国民年金が発足した当時31歳以上でしたので、60歳までに25年間の資格期間を満たすことが困難な場合もありますので、特例として、年齢に応じて次のように資格期間が短縮されます。（従来の国民年金法の扱いと同じ）

施行日の年齢	生 年 月 日	期 間
59歳	大正15年4月2日から昭和2年4月1日までの間に生まれた人	21年
58歳	昭和2年4月2日から昭和3年4月1日までの間に生まれた人	22年
57歳	昭和3年4月2日から昭和4年4月1日までの間に生まれた人	23年
56歳	昭和4年4月2日から昭和5年4月1日までの間に生まれた人	24年

●被用者年金の被保険者（組合員）期間のある30歳以上の人の特例

これまでの被用者年金制度では、加入期間20年で老齢（退職）年金が支給されます。この資格期間が老齢基礎年金においては25年に延長されることとなりますが、被用者年金制度の被保険者（組合員）期間があり、施行日において30歳以上の人（昭和31年4月1日以前に生まれた人）については、年齢に応じて次のように資格期間が短縮されます。

施行日の年齢	生 年 月 日	期間(注)
34歳以上	昭和27年4月1日以前に生まれた人	20年
33歳	昭和27年4月2日から昭和28年4月1日までの間に生まれた人	21年
32歳	昭和28年4月2日から昭和29年4月1日までの間に生まれた人	22年
31歳	昭和29年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた人	23年
30歳	昭和30年4月2日から昭和31年4月1日までの間に生まれた人	24年

(注) 被用者年金の被保険者（組合員）期間

■任意加入できる人が加入しなかった期間はカラ期間に

老齢基礎年金の25年の資格期間（20頁参照）を満たしているかどうかをみる際には算入されるが、老齢基礎年金の額の計算の基礎にはしない期間を「合算対象期間」いわゆる「カラ期間」と言います。

今回の改正では、これまで国民年金においては適用除外とされていた期間のうちの一定の期間も、このカラ期間として認められることになっています。したがって、被用者年金制度の被保険者の配偶者であって国民年金に任意加入しなかった期間（従前の通算年金制度のカラ期間）のほかに、新たに学生であった期間も、昭和36年4月1日以後の20歳以上60歳未満の期間であればカラ期間とすることになっています。

在外邦人についても、昭和36年4月1日以後の20歳以上60歳未満の在外期間については、新たにカラ期間とすることになっています。この結果、中国残留孤児などの在外期間についてもカラ期間として認められることとなります。また、厚生年金保険や船員保険の脱退手当金をうけた期間も、昭和61年4月以降において国民年金の加入期間を有する場合は昭和36年4月以後の期間については、カラ期間として認められることとなります。

以上のうち、制度的な無年金者を解消するという観点から今回新たに基礎年金の資格期間（カラ期間）を認める取扱いは、施行時60歳未満の者に適用されます。

■老齢基礎年金は月額50,000円

老齢基礎年金の額は、600,000円（月額50,000円・昭和59年度価格）です。これは、いわば、「50,000円フルペンション」の考え方です。つまり、20歳から60歳に達するまでの40年間の国民年

金の被保険者期間について、すべて保険料を納付して月額50,000円の老齢基礎年金が支給されるという考え方です。保険料納付済期間が40年に不足する場合、その不足する期間に応じた割合だけ50,000円からの減額が行われます。

この老齢基礎年金の水準は、今回の改正案が成案をみた昭和59年度の価格で単身者50,000円、夫婦で100,000円とされました。この水準の考え方としては、その当時の老人世帯の消費支出のうち雑費を除いたものが単身世帯（65歳以上）で47,600円、夫婦世帯で83,700円程度になっていることなどを参考としています。

この「50,000円」が昭和61年度においては、昭和60年末までの物価上昇率を基準として改定され、「51,900円」とされました。このことは、障害基礎年金、遺族基礎年金などの年金額についても同様です。

#### ●年金額計算式の経過措置

国民年金制度が発足したのは昭和36年4月1日ですから、そのときに20歳以上の人（昭和16年4月1日以前に生まれた人）は、60歳に達するまでの間に40年の加入期間を満たすことができません。これらの人については、昭和36年4月1日以後60歳に達するまでの期間（加入可能年数）についてすべて保険料納付がある場合には月額51,900円の老齢基礎年金が支給されることになります。具体的には、受給者の生年月日ごとに次の表のように決まってくる加入可能年数をまるまる保険料納付して月額51,900円となり、保険料納付期間がこれに不足する場合は、その不足する期間の割合に応じて減額されることになります。

生 年 月 日	加入可能年数
大正15年4月2日から昭和2年4月1日までの間に生まれた人	25年
昭和2年4月2日から昭和3年4月1日までの間に生まれた人	26年
昭和3年4月2日から昭和4年4月1日までの間に生まれた人	27年
昭和4年4月2日から昭和5年4月1日までの間に生まれた人	28年
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に生まれた人	29年
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までの間に生まれた人	30年
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までの間に生まれた人	31年
昭和8年4月2日から昭和9年4月1日までの間に生まれた人	32年
昭和9年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた人	33年
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた人	34年
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた人	35年
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた人	36年
昭和13年4月2日から昭和14年4月1日までの間に生まれた人	37年
昭和14年4月2日から昭和15年4月1日までの間に生まれた人	38年
昭和15年4月2日から昭和16年4月1日までの間に生まれた人	39年
昭和16年4月2日以後に生まれた人	40年

※ 加入可能年数は、昭和36年4月1日以後60歳までの年数。



●老齢基礎年金額の計算式

622,800円（月額51,900円昭和61年度価格）。ただし、保険料納付済月数が、受給者の生年月日ごとに決まってくる加入可能年数の12倍に満たない場合は、下記の式により算定した額となります。

$$622,800円 \times \frac{(\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料免除月数}) \times \frac{1}{3}}{(\text{加入可能年数}) \times 12}$$

■支給の繰下げ・繰上げ

老齢基礎年金の支給開始年齢は65歳ですが、65歳からの支給開始を延ばして、66歳以後の希望するときから支給を受けることができます。従来の国民年金の支給繰下げは、65歳になる前にあらかじめ申し出をしなければなりません。今回改正後の支給繰下げは、66歳以後の支給開始を希望するときに申し出ればよいことになっています。

支給を繰り下げた人が受ける老齢基礎年金の額は、65歳から受けられる額に実際に年金を受取る際の年齢に応じて、それぞれ、次の表の額の加算が行われたものになります。

また、60歳以上65歳未満の間に繰り上げて支給を受けることもできます。この場合は、実際に年金を受取る際の年齢に応じて、次の表2の割合の額が減額されます。

〔表1 繰下げ支給の加算割合〕

支給を受取る際の年齢	加算の割合
66歳	0.12
67歳	0.26
68歳	0.43
69歳	0.64
70歳以上	0.88

〔表2 繰上げ支給の減額の割合〕

支給を受取る際の年齢	減額の割合
60歳	0.42
61歳	0.35
62歳	0.28
63歳	0.20
64歳	0.11

■被用者の妻に対する老齢基礎年金

昭和61年4月1日以後は、被用者の妻もすべて国民年金に加入することになります。したがって、昭和61年4月1日に60歳未満のこれらの人に対しても、自分の名義の老齢基礎年金が支給されることとなります。しかし、厚生年金保険など被用者年金制度の加入者の配偶者は、これまでは国民年金の適用除外とされており、希望する人のみ任意加入できるという扱いでしたので、国民年金への加入が誰でも40年となるのは、施行日20歳未満の人からです。被用者の妻でこれより年齢の高い人、特に施行日において60歳に近い人（施行日に60歳以上の人は、そもそも老齢基礎年金は適用されない）は、新制度での国民年金への加入期間が短いので、それまでの任意加入期間がないかまたは短い場合は低額の老齢基礎年金しか支給されないことになってしまいます。

●任意加入期間も基礎年金にひきづく

被用者の妻で、施行日前に国民年金に任意加入していた期間は、老齢基礎年金の給付の算定に算入することとしています。今回の改正における基礎年金は、社会保険方式による給付ですから、過去に任意加入していた期間の実績を給付に反映させるのは当然のことです。これにより、任意加入の実績がある程度ある人については、当初からそれなりの水準の老齢基礎年金が支給されることとなります。

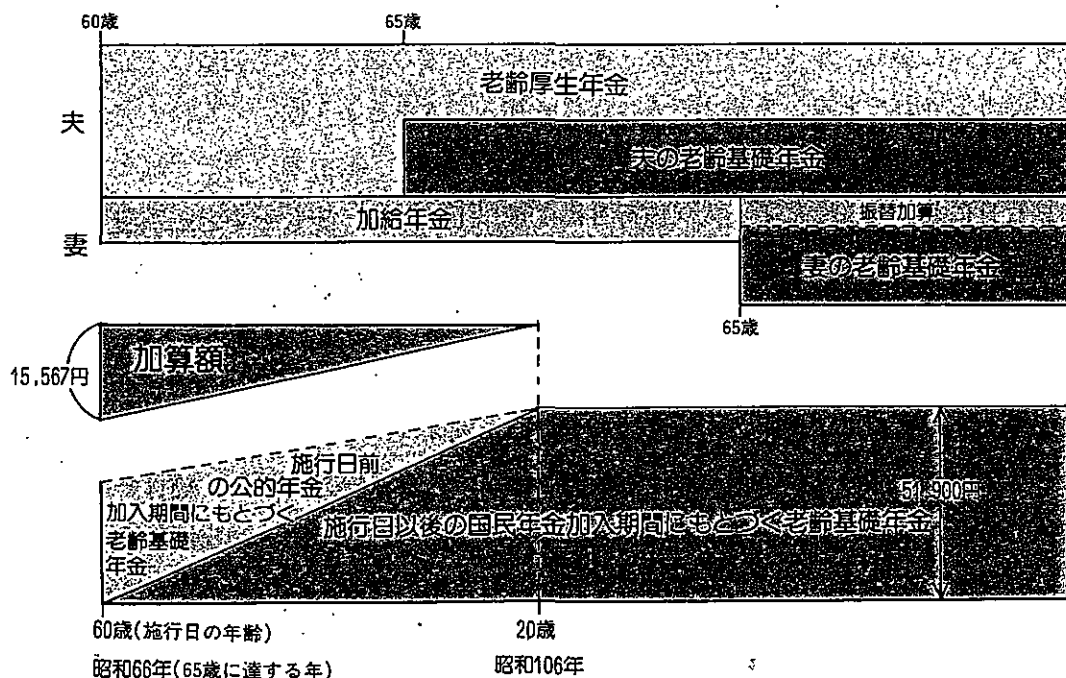
●振替加算

しかしながら、改正法施行日に60歳に近い人のうちで、国民年金への任意加入期間など自分の公的年金加入期間が短いとか、まったくないという人は、このままでは低額の老齢基礎年金にしかならないということも考慮し、いわゆる振替加算という制度が用意されています。

振替加算というのは、厚生年金保険の配偶者加給の算定対象となっていた妻が65歳になって老齢基礎年金をもらい始めたときにつける加算です。具体的には、施行日59歳の妻（大正15年4月2日から昭和2年4月1日までの間に生まれた人）の場合、月額15,567円（昭和61年度価格）で、以後施行日の年齢が1歳若くなるごとに漸減し、施行日20歳未満の妻（昭和41年4月2日以後生まれの人）の場合はゼロということになります（25頁表を参照）。改正後も厚生年金保険の受給者に生計を維持されている妻がいる場合には配偶者加給は出ることになっています（45頁参照）が、これは、妻が65歳になった時点で打ち切れ、その配偶者加給が今度は妻自身の老齢基礎年金への加算にいわば振り替わるような側面があることから「振替加算」と呼ばれます。なお、妻が夫より5歳以上年長の場合は、妻が65歳になり、妻自身が老齢基礎年金の受給権を得たのちに夫が厚生年金保険の受給権を得ることになりますが、その場合は、夫が厚生年金保険の受給権を得た時点で妻の老齢基礎年金に振替加算がなされることとなります。この振替加算と、妻自身の公的年金加入期間にもとづく老齢基礎年金の額とが足し合わされたものが妻名義の固有の老齢基礎年金として支給されることとなります。したがって、例えば被用者の妻で、施行日前の公的年金加入期間がまったくない人であって施行直後に60歳になったものについても、夫の配偶者加給の算定対象になっていた場合には最低でも月額15,567円の老齢基礎年金が保障されることとなります。なお、振替加算の繰上げはできません。

なお、施行日において60歳以上の妻については、前述（20頁参照）のように、そもそも老齢基礎年金の適用はありませんので、当然振替加算もありません。また、施行日に60歳未満の妻であっても、既に夫が厚生年金保険の老齢年金の受給権を有し、その加給年金額の対象となっているときは、妻が65歳になってもそのまま加給年金額が加算されますので、振替加算はありません。

また、従前の共済組合の退職年金には配偶者加給はありませんでしたが、新制度では、厚生年金保険と同様の加給年金額が新設されることになりましたので、共済組合の組合員の配偶者にも、同様の振替加算が行われます。



〔被用者の配偶者(妻)の老齢基礎年金に対する振替加算額〕

生 年 月 日	施行日の年齢	加 算 額	(参考)実際の 加算額(月額)
大正15年4月2日～昭和2年4月1日までに生まれた人	(59歳)	186,800円	15,567円
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日までに生まれた人	(58歳)	186,800円×0.973	15,150
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日までに生まれた人	(57歳)	186,800円×0.947	14,742
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日までに生まれた人	(56歳)	186,800円×0.920	14,325
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日までに生まれた人	(55歳)	186,800円×0.893	13,900
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日までに生まれた人	(54歳)	186,800円×0.867	13,500
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日までに生まれた人	(53歳)	186,800円×0.840	13,075
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日までに生まれた人	(52歳)	186,800円×0.813	12,658
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日までに生まれた人	(51歳)	186,800円×0.787	12,250
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日までに生まれた人	(50歳)	186,800円×0.760	11,833
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日までに生まれた人	(49歳)	186,800円×0.733	11,408
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日までに生まれた人	(48歳)	186,800円×0.707	11,008
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日までに生まれた人	(47歳)	186,800円×0.680	10,583
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日までに生まれた人	(46歳)	186,800円×0.653	10,167
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日までに生まれた人	(45歳)	186,800円×0.627	9,758
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日までに生まれた人	(44歳)	186,800円×0.600	9,342
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日までに生まれた人	(43歳)	186,800円×0.573	8,917
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日までに生まれた人	(42歳)	186,800円×0.547	8,517
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日までに生まれた人	(41歳)	186,800円×0.520	8,092
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日までに生まれた人	(40歳)	186,800円×0.493	7,675
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日までに生まれた人	(39歳)	186,800円×0.467	7,267
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日までに生まれた人	(38歳)	186,800円×0.440	6,850
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日までに生まれた人	(37歳)	186,800円×0.413	6,425
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日までに生まれた人	(36歳)	186,800円×0.387	6,025
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日までに生まれた人	(35歳)	186,800円×0.360	5,600
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日までに生まれた人	(34歳)	186,800円×0.333	5,183
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日までに生まれた人	(33歳)	186,800円×0.307	4,775
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日までに生まれた人	(32歳)	186,800円×0.280	4,358
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日までに生まれた人	(31歳)	186,800円×0.253	3,942
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日までに生まれた人	(30歳)	186,800円×0.227	3,533
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日までに生まれた人	(29歳)	186,800円×0.200	3,117
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日までに生まれた人	(28歳)	186,800円×0.173	2,692
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日までに生まれた人	(27歳)	186,800円×0.147	2,292
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日までに生まれた人	(26歳)	186,800円×0.120	1,867
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日までに生まれた人	(25歳)	186,800円×0.093	1,450
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日までに生まれた人	(24歳)	186,800円×0.067	1,042
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日までに生まれた人	(23歳)	186,800円×0.067	1,042
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日までに生まれた人	(22歳)	186,800円×0.067	1,042
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日までに生まれた人	(21歳)	186,800円×0.067	1,042
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日までに生まれた人	(20歳)	186,800円×0.067	1,042

(注) 金額は昭和61年度価格

